

国土交通省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前																					
<p>(移管又は廃棄)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 総括文書管理者は、内閣府から、法第8条第4項の規定により、行政文書ファイル等について廃棄の措置をとらないように求められた場合には、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針 (略)</p> <p>(1) 業務単位での保存期間満了時の措置</p> <p>① 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表(用語の意義は、別表第1の用語の意義による。)の右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事項</th> <th style="width: 20%;">業務の区分</th> <th style="width: 65%;">保存期間満了時の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">統計調査に関する事項</td> <td> 統計調査に関する重要な経緯 以下について移管 ・基幹統計調査の承認申請に関する文書 ・基幹統計調査の要領等の制定又は改廃に関する文書 ・一般統計調査の承認申請に関する文書 ・一般統計調査の要領等の制定又は改 </td> </tr> </tbody> </table>	事項	業務の区分	保存期間満了時の措置	(略)			25	統計調査に関する事項	統計調査に関する重要な経緯 以下について移管 ・基幹統計調査の承認申請に関する文書 ・基幹統計調査の要領等の制定又は改廃に関する文書 ・一般統計調査の承認申請に関する文書 ・一般統計調査の要領等の制定又は改	<p>(移管又は廃棄)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 総括文書管理者は、内閣府から、法第8条第4項の規定により、行政文書ファイル等について廃棄の措置をとらないように求められた場合には、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針 (略)</p> <p>(1) 業務単位での保存期間満了時の措置</p> <p>① 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表(用語の意義は、別表第1の用語の意義による。)の右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事項</th> <th style="width: 20%;">業務の区分</th> <th style="width: 65%;">保存期間満了時の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">統計調査に関する事項</td> <td style="text-align: center;">移管</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事項	業務の区分	保存期間満了時の措置	(略)			25	統計調査に関する事項	移管	(略)		
事項	業務の区分	保存期間満了時の措置																				
(略)																						
25	統計調査に関する事項	統計調査に関する重要な経緯 以下について移管 ・基幹統計調査の承認申請に関する文書 ・基幹統計調査の要領等の制定又は改廃に関する文書 ・一般統計調査の承認申請に関する文書 ・一般統計調査の要領等の制定又は改																				
事項	業務の区分	保存期間満了時の措置																				
(略)																						
25	統計調査に関する事項	移管																				
(略)																						

			廃に関する文書 ・統計の集計結果に関する文書	
(略)				

附 則

この訓令は、令和4年 月 日から施行する。